

平成29年12月11日

東京都大気汚染医療費助成制度の改正に関するお知らせ

東京都では、東京都大気汚染医療費助成制度の改正に関しまして、契約医療機関に対し、取扱事務の協力について、下記のとおり依頼しましたので、お知らせいたします。

記

- 1 適用開始日
平成30年4月1日
- 2 対象の公費負担者番号
82137670及び82137530（医療券の色：もも色）
- 3 医療機関での取扱い
 - (1) 窓口での確認
 - ① 患者に「被保険者証」とともに（都）医療券」及び「自己負担限度額管理票」の提出を求め、内容の確認をお願いします。
 - ② 自己負担限度額（月額）の6千円まで自己負担額を徴収します。徴収の都度、自己負担限度額管理票に、自己負担額等を記入してください。
 - (2) 公費の請求
 - ① 月額の自己負担合計額が6千円に達して以降は、公費でお支払いします。
 - ② 大気汚染医療費助成制度の医療券を持っている患者が、気管支ぜん息を治療するために受ける診療や調剤の請求は、公費併用レセプトを使用してください。
(注) 審査支払機関（国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金）への請求に当たっては、月額の自己負担合計額が6千円に満たない場合であっても、公費併用レセプトを使用してください。
- 4 その他
 - ・公費負担者番号82137001及び82137555（医療券：みどり色）の取扱いに変更はありません。

【問合せ先】

東京都福祉保健局健康安全部
環境保健衛生課環境保健担当

電話 03-5320-4491

ファクシミリ 03-5388-1426